

令和 8 年 1 0 月

市長定例記者会見

日 時 9月30日（水） 午前11時

資：資料 写：写真
ポ：ポスター ち：ちらし
図：地図など

場 所 庁議室

	(記 者 会 見 項 目)	添付				(担 当 課)
		1	2	3	4	
1.	大館インベストの採択結果（2回目）					企画調整課
2.	町内雪寄せ場の土地の固定資産税を減免できます					税務課 土木課
3.	地域ふれあい除雪支援事業に参加しませんか					長寿課
4.	「市長と話そう（上川沿・十二所地区）」～石田市長が地域課題をお聞きます～					総務課

大館インベストの採択結果（2回目）

企画調整課

ふるさと納税 3.0「大館インベスト」について、第2回目の募集を行ったところ、
1 者から申請があり、選定委員会において事業採択しました。

第1回目採択と合わせたクラウドファンディングは、4プロジェクト、目標寄附金額は72,309千円にのぼり、来年1月末までの目標達成を目指します。

今後も本事業を活用した返礼品供給の最大化と戦略的な広告運用などを実施し、寄附金17億円の目標達成に向け、着実に成果が得られるよう取り組んでまいります。

- | | |
|----------|----------------------------|
| ○プロジェクト名 | 「母さんの味を全国へ」きりたんぼ製造強化プロジェクト |
| ○採択事業者 | 陽気な母さんの店株式会社 |
| ○事業の概要 | きりたんぼ製造に要する機械設備の導入 |
| ○目標寄附額 | 11,275,000 円 |
| ○補助予定額 | 4,510,000 円 |

お問い合わせ 企画調整課ふるさと納税推進室

☎43-7027（内線 572）

町内雪寄せ場の土地の固定資産税を減免できます

税 務 課
土 木 課

住宅密集地に空き地を所有しているかたが、町内会の雪寄せ場として無償で貸し付けた場合、当該地の**令和9年度固定資産税の一部を減免できます**。

○要件

- ①雪寄せ場は、住宅密集地域（半径 150 メートル以内におおむね 40 戸以上の住宅がある地域）内の宅地であること。
- ②雪寄せ場の所有者は、町内会と使用貸借契約を締結し、無償で貸し付けること（契約書様式は税務課及び土木課で配布）。
- ③雪寄せ場は町内の方々が広く利用できる場所であること（1 町内会で原則 2 カ所以内）。
- ④対象となる雪寄せ場は 500 平方メートルを上限とする。500 平方メートルを超える土地の場合は要相談のこと。
- ⑤貸付期間は 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 カ月間、または令和 9 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 3 カ月間とすること。

○固定資産税の減免割合

①貸付期間が 4 カ月の場合

※11 月 30 日（月）までに届け出した場合

当該地の**令和9年度の固定資産税の 12 分の 4**を減免できます

②貸付期間が 3 カ月の場合

※12 月 28 日（月）までに届け出した場合

当該地の**令和9年度の固定資産税の 12 分の 3**を減免できます

○申請方法

継続して届け出する場合は、10 月に町内会長宛てに送付した設置届出書などに記入して申請してください。

新規に申請する場合は、事前に税務課または土木課へご相談をお願いします。

○届出場所

税務課固定資産税係（市役所本庁舎 1 階）、または土木課維持第二係（比内総合支所 2 階）

○受付期間

10 月 5 日（月）～12 月 28 日（月）

お問い合わせ 税務課固定資産税係

☎43-7034（内線 243）

土木課維持第二係

☎43-7079（内線 785）

地域ふれあい除雪支援事業に参加しませんか

長 寿 課

市では、除雪困難な生活弱者世帯を地域で支援することにより、安心した在宅生活を確保することを目的に、**町内会が実施する高齢者世帯などの間口除雪に対して、その費用を助成する「地域ふれあい除雪支援事業」を実施します。**

○対象世帯 所属する町内会の中で

- ①65 歳以上の高齢者で構成されている世帯
- ②申請時点で身障 1 級、2 級のみで構成されている世帯
- ③①及び②のみで構成されている世帯

※上記条件に該当する希望世帯を対象とするほか、町内会が特に必要と認めた世帯についてはこの限りではない

○助 成 金 1 世帯あたり 8,000 円

実施報告後、実施世帯数に乗じた額を町内会へ支払います。

○除雪回数 道路除雪が行われた日に 1 回

○対象期間 12 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※事前に町内会からの申請が必要です。

お問い合わせ 長寿課高齢者福祉係

☎43-7056（内線 389）

「市長と話そう（上川沿・十二所地区）」 ～石田市長が地域課題をお聞きします～

総 務 課

市では、お住まいの地域ごとに、市民の皆さんと石田市長との座談会を行います。
今回のテーマは「地域の支え合いと高齢者の暮らし」。上川沿・十二所地区の皆さんの
申し込みをお待ちしています。

○対 象 上川沿・十二所地区にお住まいのかた

○人 数 10 人 ※申し込み多数の場合は選考

○と き 11 月 21 日（土） 午前 10 時～11 時 30 分

○と ころ 上川沿公民館

○テ ー マ 地域の支え合いと高齢者の暮らし

※防災や福祉・介護などに関することを幅広く募集します。

○申込方法 次のいずれかの方法で申し込みください

【メール】件名に「市長と話そう」、本文に「①氏名(フリガナも)②年齢
③住所④電話番号⑤テーマについて市長と話したいこと」を
記入し、kouhou@city.odate.lg.jp に送信

【郵送】申込用紙を記入し、〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市
総務課広報広聴係まで送付

【持参】申込用紙を記入し、市役所本庁舎 4 階の総務課窓口に提出
※申込用紙は市ホームページからダウンロードいただくか、総務課窓口
に設置しています

○受け付け 10 月 20 日（火）締め切り ※必着

○そ の 他 ・参加したかたと活発な意見交換を行うため、人数を 10 人に制限して
います。

・申し込みの際に氏名、年齢、住所、電話番号、テーマについて市長と

話したいこと、すべてに記載がない場合、受け付けられません。

- ・テーマ以外の要望事項にはお答えできません。
- ・当日の様子は報道機関に公開するほか、撮影した動画を市公式 YouTube で配信します。
- ・参加が決まったかたのみ、開催日の 2 週間前までに電話でご連絡します。
- ・今後も他の地域で開催予定です。詳しくは、決まり次第お知らせします。

お問い合わせ 総務課広報広聴係

☎43-7025（内線 553）